

別 紙

「工事書類簡素化ガイドライン」について

○長野県建設部の「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき、塩尻市での変更点のみ以下の表に示す。その他については原則ガイドラインに準ずるものとする。

「工事書類簡素化ガイドライン」	塩尻市 変更箇所
<p><b>施工計画書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要資材の「県内資材」欄及び「県外産資材使用報告書」欄の記載は不要。</li> <li>※県外産資材使用報告書の提出は必要。</li> <li>・使用量が少ない資材は受発注者協議の上、材料承認に伴う品質証明資料等の提出を不要とできる。</li> <li>※別紙：新様式を適用とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「塩尻市公共土木工事の材料使用承認願取扱要領」により請負金額 300 万円以上及び補助事業に関しては材料承認等の提出を必須としている。また、発注者が必要とした場合は提出とする。</li> <li>※新様式での提出とする。</li> </ul>
<p><b>設計図書照査確認資料・工事測量結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の場合は「報告」に替えて「連絡」で可とする。</li> <li>①設計図書照査において、「契約書第 18 条第 1 項該当なし」の場合</li> <li>②工事測量において「設計図書修正必要なし」の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「報告」又は「連絡」で可とする。</li> </ul>
<p><b>工事記録</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事記録の作成は原則不要とする。ただし、受発注者の協議により必要とした場合は作成できることとする。</li> <li>・工事記録を作成しない場合、「実施工程表」または「週間工程表」（作成している場合）を提出すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則ガイドラインに準ずるものとする。</li> <li>ただし、週休 2 日制を実施する場合は実施状況確認のため作成書類の整合を図ること。</li> </ul>
<p><b>立会確認</b></p> <p><b>段階確認関係書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員又は現場技術員が臨場して確認した場合、材料検測等の写真は不要とする。</li> <li>・監督員が臨場により段階確認等を行った場合、該当箇所の出来形管理写真及び監督員が検測等をしている写真の撮影・提出は不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員又は現場技術員が現場にて材料検測及び段階確認を行った場合でも、写真の撮影及び提出をするものとする。</li> </ul>